

「自治体再建への取組について」

久代伸次 総務省自治財政局財務調査課 財政健全化専門官

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

- ・地方公共団体の財政健全化に関する法律(健全化法)が平成21年4月に全面施行され、4つの指標により地方自治体の財政状況を「健全段階」、「財政の早期健全化」、「財政の再生」の3つの区分で判定している。
- ・1つ目の指標は「実質赤字比率」、2つ目は「連結実質赤字比率」、3つ目は「実質公債費比率」、4つ目は「将来負担比率」である。
- ・地方自治体の自主的な改善努力を促すために、早期健全化基準を設けている。

健全化判断比率等の算定の対象となる会計

- ・健全化判断比率、資金不足比率の算定の対象となる会計は、実質赤字比率は一般会計等が対象となり、連結実質赤字比率は、さらに特別会計や公営事業会計が対象に加わり、実質公債費率は、さらに一部事務組合や広域連合が対象に加わり、将来負担比率はさらに地方公社や第三セクター等も対象に加わり、地方公共団体の財政状況を全体でみるような仕組みになっている。

財政再生団体及び財政健全化団体の推移

- ・健全化法は、平成20年度決算から適用され、当初22団体が早期健全化基準以上であり、このうち1団体(夕張市)が財政再生基準以上であった。(夕張市が財政再生団体、残りの21団体が財政健全化団体)
- ・平成24年度決算では、財政再生団体が夕張市、財政健全化団体が青森県大鰐町と大阪府泉佐野市で、計3団体になっている。

財政健全化のための取組(主な例)

- ・歳入では、収納率向上、滞納整理などの徴税強化、遊休資産の売却、使用料・利用料の引き上げ、超過課税などがある。
- ・歳出では、職員数の削減、給与の削減、施設管理の見直し、経費削減、投資的経費抑制、地方債の繰上償還、新発地方債の発行抑制などがある。
- ・財政健全化のためのウルトラCのような方策は無く、歳入確保の努力と歳出を抑えていく努力を重ねていくことが大切。

北海道夕張市について

- ・昭和35年に107,972人あった人口が、平成26年3月末には9,765人と1万人を下回っている。
- ・面積は763.2km²と広大で、林野面積が91%を占める。
- ・夕張市の財政悪化要因は、炭鉱の閉山による人口減少に伴う歳入の大幅な減少、観光施設整備

による公債費負担、第三セクターへの赤字補てんの増大、不適切な財務処理などがある。

北海道夕張市について（夕張市財政再生計画の概要）

- ・計画策定の経緯は、平成19年3月に財政再建計画を策定し、平成19年6月の健全化法の制定に伴い財政再生計画を策定し、平成22年3月に総務大臣の同意を受けている。
- ・解消すべき赤字額は、再生計画策定時に322億円であった。平成20年度の決算歳出規模は73億円である。
- ・主な取組みとしては、歳入では市税の税率引上げ、使用料・手数料の見直しなどで、歳出では人件費の見直し(全国最低水準)、事務事業の抜本的見直しなどである。
- ・国、北海道の対応としては、国は赤字振替債である再生振替特例債の利子の一部を特別交付税での補てんなどで対応しており、道の対応は、地方債の償還期限延長のための道貸付金借換制度の創設や職員派遣、一部市道の除雪などの対応をしている。

夕張市まちづくりマスタープランの概要

- ・コンパクトシティを目標に掲げたマスタープランを作成し、小中学校の統廃合、旧公営住宅のリモデル事業、新規公営住宅建設事業、道路と鉄道の両方を走るDMVの誘致活動などを通し道路や鉄道の周辺への集約を中心とした都市拠点機能づくりを進めている。
- ・民間事業者を活用したCBM(炭素メタンガス)開発も検討されている。
- ・夕張市は自前で用意できる一般財源の約半分は借金の返済に充てられており非常に厳しい状況であるが、コンパクト化して合理化をする取組み等を懸命に進めている。